



民生委員・児童委員及び主任児童委員の 一斉改選に伴う感謝状贈呈式・委嘱状伝達式を実施

■ お問い合わせ先
町健康福祉課(担当・本間)
☎32-6704

12月1日に、民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に伴う感謝状贈呈式・委嘱状伝達式が町役場で行われました。

民生委員・児童委員は、地域福祉の向上や児童の健全な成長等を目的に、厚生労働大臣より委嘱されるもので、地域での相談・支援活動や見守り活動を行う等、行政や社会福祉協議会と連携して、社会福祉の増進や健全な地域社会づくりに努めています。

感謝状贈呈式では、6年以上委員を務められた3人に厚生労働大臣感謝状及び町長感謝状が、3年以上委員を務められた27人に県知事感謝状及び町長感謝状が授与されました。

続いて行われた委嘱状伝達式では、再任の17人を含めた48人に委嘱状が交付されました。

委嘱状の交付にあたって、戸嶋町長は「町の人口は減少しているが、世帯数は横ばいであり、高齢者世帯が3割を超えている。更にはコロナ禍の長期化により、人と人とのつながりが希薄になってきている。皆さんには、さまざまなお願いをする



↑一人ひとりに感謝状を授与する戸嶋町長

ことになると思うが、まちづくりを子や孫の世代までしっかりと行っていきたい」とあいさつしました。

また、町社会福祉協議会の乙見会長は「民生委員は、住民の立場に立つて相談に乗り、援助を行うことが職務となっている。最も大切なことは、地域の方々と協力をしていただくことだと思う。地域福祉のONE TEAMの要として頑張っ

(関連第21頁)



第74回人権週間 街頭啓発キャンペーン出発式を実施

■ お問い合わせ先
町住民環境課(担当・川尻)
☎32-6703



↑出発式であいさつをする河合会長

12月6日に、第74回人権週間街頭啓発キャンペーンの出発式が町役場で行われました。

国では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めており、今回のキャンペーンも人権週間に合わせて実施されました。

出発式で戸嶋町長は「未だに不当な差別やネットの誹謗中傷等が連日報道されている。誰かのことでなく、自分のことであると受け止め、人権問題の解消に取り組んでいかなければならないと思っている。寒い時期ではあるが、町内の事業所等を巡回していただき、



↑町内の事業所を訪れ啓発物品を配布するキャンペーン隊

意識の醸成に尽力いただきたい」と街頭啓発に向かわれる皆さんにあいさつしました。

また、キャンペーン隊の出発にあたり、町人権尊重啓発協議会の河合会長は「人権協や人権擁護員、法務局の職員とともに町内の事業所を巡回し、人権週間の意義等を広く訴えていきたい」と出発にあたっての意気込みを述べられました。

出発式終了後、キャンペーン隊は3班に分かれて街頭啓発に向かい、町内企業や保育園、学校等、町内全域を巡って人権週間の啓発や啓発物品の配布等を行いました。

確定申告書の作成・送信は 国税庁ホームページから!!

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ぜひ、ご活用ください。

メリット

- ①24時間いつでも利用可能です。
- ②税務署に行く必要がありません。
- ③自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ④データを保存すれば、いつでも作業を再開できます。
- ⑤保存したデータは翌年以降も利用できます。

ステップ① 国税庁ホームページへアクセス

ステップ② 申告書を作成

ステップ③ e-Taxで送信して提出

印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。
ぜひ、ご活用ください。

確定申告 検索



↑国税庁ホームページ

※e-Taxでの提出には、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。
国税に関するマイナンバーの詳しい情報は、国税庁ホームページのトップページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご確認ください。

※e-Taxでの提出には、本人確認書類の提示または写しの添付は必要です。
令和4年分の確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
(本人確認書類の例)
・マイナンバーカード
・通知カードと運転免許証等
※申告書等へのマイナンバーの記載は、申告者本人のほか、控除対象配偶者、扶養親族等も必要です。



感染症対策

来場の際は、マスクの着用をお願いします。また、体調のすぐれない方は来場をご遠慮ください。

◎住民税申告

住民税の申告会場は、例年大変混雑します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、多くの方が集まる状況避けるため、電子や郵送による申告等をご検討ください。

皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

●会場 役場 町民プラザ

●時間 午前9時から11時まで
午後1時から4時まで

※申告の受付は事前予約制で実施します。詳細は、広報みはま2月号や行政

チャンネル、町ホームページ等でお知らせします。
※受付体制は、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、急きょ変更する場合があります。

■延長受付を行います

申告受付の時間内にお越しいただくことが困難な場合は、延長受付をご活用ください。

●日程 2月17日(金)

3月9日(木)

3月13日(月)

●時間 午後5時30分から7時
※受付は午後6時30分までです。
※住民税申告の受付に限ります。
(確定申告の受付はできません)

◎所得税の確定申告

●会場 敦賀税務署 4階
(敦賀市鉄輪町1-7-3)

●時間 午前9時から午後4時まで
※会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了する場合があります。

■マイナンバーの記載が必要です

令和4年分の確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると税額等が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書等が作成できます。

申告書等を作成した後は、同コーナーからそのまま「e-Tax」を利用して税務署に送信できるほか、自宅のプリンターで印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます。

パソコン・スマホから確定申告

【お問い合わせ先】
敦賀税務署 ☎22-1010
町税務課(担当・大同)
☎32-6702

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を現役世代みんなで支え合おうという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等(国民年金第1号被保険者)は、国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金のポイント

- 将来の大きな支えになります
国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- 年金は老後のためだけのものではありません
国民年金には、65歳から受け取りできる老齢年金のほか、若い方でも万が一のときに受け取り可能な「障害年金」や「遺族年金」があります。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

- 学生納付特例制度とは
学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。
- 納付猶予制度とは
学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※お問い合わせ先 日本年金機構敦賀年金事務所 ☎ 23-9904
町住民環境課(担当・田辺有羽) ☎ 32-6703



情報 BOX

Mihama Information

美浜町役場

〒919-1192 美浜町郷市 25-25

☎ 0770-32-1111(代表)

FAX 0770-32-1115(代表)

HP <https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/>



お知らせ

冬季の水道管凍結に

ご注意ください

冬季は、気温の低下により水道管が凍結し、水が出なくなったり、水道管が破裂して漏水したりする恐れがあります。

- 凍結を防ぐには
・水道管に保温材を巻く
・就寝前に蛇口を若干開けておく
・万が一、凍結してしまったら
・水道管にタオル等を被せ、ぬるま湯やドライヤーの温風で解凍する
- 水道管が破裂してしまったら
・メーターボックス内の止水栓を止めて町指定給水装置工事業者に修理を依頼する

問 町上下水道課(担当・橋本)

☎ 32-1341

積雪時の水道検針に

ご注意ください

冬季は、積雪によって水道検針が困難になることがありますので、次の点にご協力をお願いします。

- ・水道メーター付近を除雪する
- ・水道メーターの上には物を置かない

問 町上下水道課(担当・渡辺)

☎ 32-1341

軽自動車の新制度について

● 軽OSS

令和5年1月から軽OSS(軽自動車ワンストップサービス)が開始されます。新車購入時の軽自動車保有関係手続きが、パソコン(※)からオンライン上でいつでも可能になります。

※スマートフォンやタブレットからの申請はできません。

● 軽JNKS

令和5年1月から軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)が開始されます。

普通車と同様、車検の際に検査窓口での納税証明書の提示(※)が原則不要になります。中古車購入の直後や対象車両に過去の未納がある場合等は、紙の納税証明書が必要となる場合があります。困りの場合は、町税務課までお問い合わせください。

コミュニティ助成事業で整備しました

◆自主防災組織育成(早瀬区自主防災会)

早瀬区自主防災会では、令和4年度コミュニティ助成(自主防災組織育成)事業により、防災用資機材を整備しました。



↑ 防災用資機材((左から)インバーター発電機、倉庫)



↑ 防災用資機材((左から)ハロゲンランプ、バルーン投光器、工具)

※この事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの収益の一部を財源として、宝くじの普及広報事業を目的として各種のコミュニティ活動を対象に助成するものです。

◆一般コミュニティ助成(郷市区)

郷市区では、令和4年度コミュニティ助成(一般コミュニティ助成)事業により、祭礼用物品を整備しました。



↑ 祭礼用物品((左から)羽織、袴)



↑ 祭礼用物品((左から)長じゆばん、プロジェクター、スクリーン)

※お問い合わせ先 自主防災組織育成に関すること 町エネルギー政策課(担当・山野) ☎ 32-6716
一般コミュニティ助成に関すること 町歴史文化館(担当・八木) ☎ 32-0027

※軽自動車税(種別割)の納付方法によっては、納付情報登録されるまでに相応の日数を要する場合があります。車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。

● 対象車両
軽JNKSと軽OSSの対象車両は軽四輪や軽三輪の軽自動車です。二輪や原付、小型特殊については対象外になりますのでご注意ください。詳しくは、地方税共同機構のホームページをご覧ください。

問 町税務課(担当・田邊)



↑ 地方税共同機構ホームページ

消火栓・防火水槽の除雪に

ご協力をお願いします

消火栓や防火水槽は、火災が発生した時に使用する大切な施設です。消防署でも除雪を行います。作業が間に合わず、火災発生時に消火活動が遅れる場合があります。お近くの消火栓や防火水槽の除雪にご協力をお願いします。

問 美浜消防署

☎ 32-1190

ケーブルテレビの古い引込設備(保安器・引込線)の撤去を行います

町では、ケーブルテレビ施設の更新に伴い、使わなくなった古い引込設備(家の軒下等に設置されている保安器・引込線)の撤去を行います。撤去は、家の敷地に入り作業を行います。なお、立ち会いを希望される場合は、事前の日程調整の際にお申し付けいただくか、美方ケーブルネットワーク(株)までお問い合わせください。

● 対象 北・南・耳地区の方

※東地区は、令和3年度に撤去済み

● 期間

令和5年3月31日までに順次実施

● 作業内容

- ① 電柱と建物をつなぐ引込線
- ② 建物に設置されている保安器



↑ 保安器

● その他
家の中に設置されている音声告知受信端末機は、令和5年度に撤去する予定です。

※東地区は、令和3年度に撤去済み

問 町エネルギー政策課

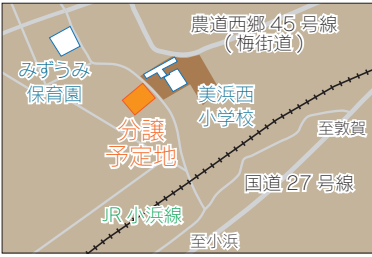
(担当・山野) ☎ 32-6716
美方ケーブルネットワーク(株) ☎ 32-3400

美浜西小学校前に住宅分譲地を整備します

町では、人口減少対策として、若者や子育て世代に魅力のある住宅分譲地を整備します。

分譲価格等の詳細は、今後広報みはまや町ホームページ等でお知らせします。

- 区画数 6区画程度
- 場所 美浜西小学校前
- 分譲開始 令和5年7月(予定)



※お問い合わせ先 工事にすること 町土木建築課(担当・市原/畠中) ☎32-6707

分譲にすること 町まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室 (担当・浅妻/市川) ☎32-6701

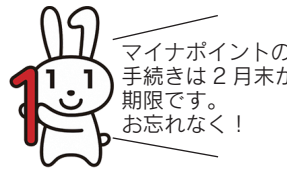
マイナンバーカードを使ってコンビニでお得に証明書が取得できます

令和5年
2月1日~

令和5年2月1日より、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から住民票等の公的な証明書を取得できるようになります。

また、令和7年3月31日までの間、コンビニ等で下記証明書を取得する場合、役場窓口よりも交付手数料が安くなります。

コンビニ等で証明書を取得するには、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、是非この機会に申請をお願いします。



取得できる証明書一覧

証明書の種類	窓口での手数料	コンビニ等での手数料(R7.3.31まで)	コンビニ等で発行できない証明書
住民票の写し	300円	150円	・住民票コード及び個人番号記載のもの
印鑑登録証明書	300円	150円	
戸籍謄本・抄本	450円	300円	・現在戸籍以外(除籍・改製原戸籍謄抄本)
戸籍の附票の写し	300円	150円	
所得課税証明書	300円	150円	・現年度分以外の証明書 ・未申告の方のもの ・当年1月1日以降に転入または転出をした方のも

利用可能時間

午前6時30分~午後11時(※)

※役場が閉庁している土・日・祝日も利用可能です。ただし、メンテナンス等により停止する場合があります。

証明書交付の手順

店舗に設置されているマルチコピー機の画面に表示されている行政サービスを選択すると利用開始となります。店舗によって画面表示が異なりますので、ご注意ください。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・山本) ☎32-6703



イベント・行事

令和5年美浜消防団

出初式を開催します

日時 1月8日(日)

午前10時~11時30分

●内容・場所

①一斉放水 午前10時~10時10分

(耳川橋南側耳川左岸)

②分列行進 午前10時30分~10時40分

(はあとびあ東側町道)

③観閲式 午前10時50分~11時30分

(美浜消防署西側消防訓練場)

※悪天候の場合、はあとびあで実施

●その他

荒天または災害等の発生や新型コロナウイルスの感染拡大により、中止する場合があります。

問 美浜消防署 ☎32-1190



教室・講座・説明会等

園芸LABOの丘の催しを

お知らせします

◆七草がゆと

もちつと白玉団子汁づくり教室

春の七草のお粥と、肉だねを白玉

粉で包んだ白玉団子入りのお汁を作

ります。

日時

▼1月7日(土)／9日(月・祝)

両日ともに午前10時~正午

●費用 1,200円

●定員 各日6家族・グループ

※グループの場合は、2~3名でお申込みください。

●申込 要予約

他にもさまざまな体験メニューを用意しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

なお、予約が必要となる体験メニューは、開催日の1週間前までに、

FAX(47-6163)またはメール

(engei-ken@pref.fukui.lg.jp)

で申し込みください。

問 福井県園芸体験施設

(園芸LABOの丘) ☎47-6162

二州健康福祉センター

からのお知らせ

◆心の健康相談

●日時 毎月第2・第4月曜日

※1月は16日と23日になります。

●会場 二州健康福祉センター

●方法 対面による個別相談

●内容 精神科医や保健師がさまざまな相談に応じます。

●費用 無料

※事前に電話で予約が必要です。

問 県二州健康福祉センター

地域保健課 ☎22-3747

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。寄附禁止のルールを守り、明るい選挙を実現しましょう。次のものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

- お祭りへの寄附・差し入れ
- 落成式・開店祝等の花輪
- お歳暮・お年賀
- 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝・香典
- 葬儀の花輪・供花
- ※詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

- 入学祝・卒業祝
- 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差し入れ
- 町内会の集会や旅行等の催物への寸志・飲食物の差し入れ
- 病気見舞い

三不運動

贈らない! 求めない! 受け取らない!



※お問い合わせ先 町総務課・町選挙管理委員会事務局(担当・山口) ☎32-6700

不妊治療費を助成しています

子どもを望まれる方が安心して治療を受けられるよう、県では、特定不妊治療の自己負担額が基本的に6万円を超えないよう助成しています。

●対象となる治療

①保険適用となる特定不妊治療

(先進医療を組み合わせる場合を含む)

②「国で審議中の技術」と組み合わせ

て実施する特定不妊治療

③保険適用の回数終了した後の

特定不妊治療

●申請期限

治療が終了した日が属する年度内

●交通費助成

町では、特定不妊治療を受けて

いる夫婦の経済的負担を軽減する

ため、特定不妊治療に要する交通

費の一部を助成しています。

詳細は、町ホームページをご覧ください。

問 不妊治療費助成に関するこ

と 県二州健康福祉センター

☎22-3747

交通費助成に関するこ

と 町子ども・子育て

サポートセンター(担当・山口)

☎32-0192

もの忘れ相談会を開催します

●日時 1月17日(火)

午後7時~8時

●会場 なびあす

●対象 町内在住で、物忘れや認知症につ

いて不安のある人またはその家族

●費用 無料

●定員 2名(要事前申し込み)

●申込 1月10日(火)までにお

申し込みください。

問 町健康福祉課(担当・古市)

☎32-6704

子ども・子育てサポートセンターの催しをお知らせします

○育児講座

◆赤ちゃんリトミック

●日時 1月17日(火)

午前10時15分~11時15分

●会場 はあとびあ

●対象 町内在住の親子

●定員 10組

●内容 抱っこで音楽に合わせて体を動か

し、親子で楽しみましょう。

●申込 12月23日(金)~

1月12日(木)

問 町子ども・子育て

サポートセンター(担当・加藤)

☎32-0192